

論点等説明シート

事業名	空港周辺環境対策事業	担当部局庁	航空局
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>・「空港周辺環境対策事業」については、環境基本法の体系下にある環境対策のための航空機騒音防止法に基づき空港周辺の環境対策事業を実施することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>具体的には、航空機騒音指標の値の大きさに応じて騒音対策区域を定め必要な事業を実施するものであり、昭和42年度から学校・病院等の防音工事の助成、共同利用施設の設置の助成、及び移転補償を実施しており、昭和49年度から住宅の防音工事の助成、緩衝緑地帯等の整備を実施している。</p> <p>騒音対策区域については、近年の航空機の低騒音化に合わせて、区域の見直しが必要な空港について平成21年～平成24年に見直しを行い、全般的に区域が縮小することとなった。</p> <p>一方、見直された区域内においては、近年の旺盛な航空需要により離着陸回数が増加傾向にあることなどから、離着陸が行われる限り引き続き騒音被害を受け続けるとして、騒音の軽減や環境対策の継続について空港周辺住民から要望を受けている。</p> <p>・ 空港の設置者は、住宅の屋内環境の静穏を保持する責任があることから、騒音対策区域のうち第1種区域に所在する住宅に対して防音工事の助成を行っており、また、その工事で設置したエアコンや換気扇などが老朽化により使用が困難となった場合について、これまで3回目の更新工事まで助成を実施している。</p> <p>本事業は開始から約45年間継続的に取り組んでおり、騒音対策区域の見直しが行われても航空機騒音に係る環境基準が達成されていない第1種区域に所在する住宅については、屋内環境を保持するための継続的な騒音対策が必要であり、効率的・効果的に本事業の目的を達成するためのあり方を検討する必要がある。</p>		
論 点	<p>①見直し後の第1種区域において、住宅防音工事実施後の防音性能を把握すべきではないか。</p> <p>②見直し後の第1種区域において、住宅防音工事の対象数を正確に把握すべきではないか。</p> <p>③環境基準が未達成のため、継続的に屋内環境の保持が必要であるが、空調機器更新工事の助成のあり方を検討すべきではないか。</p>		